

# 子ども・子育て支援新制度が始まります

## 子どもたちへのより良い成育環境の保障を目指して

平成 27 年度から本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て関連 3 法に基づいて、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みです。

新制度の主なポイントは次の 3 つになります。

### ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

#### 認定こども園の普及

認定こども園とは、幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、(2) 地域における子育て支援を行う機能を備え、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる施設をいいます。これまで複雑であった設置の手続きを簡素化するほか、認可・指導監督や財政措置の一本化など、制度の改善を図っていきます。

### ②待機児童解消などの保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

#### 保育の受け入れ人数を増やす

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、多様な教育・保育の充実を図ります。また、少人数の子どもを預かる施設などに財政支援を行うことで、受け入れる子どもの人数を増やします。

こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととされています。

### ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実

#### 妊娠期、乳児期、学童期の支援を充実

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、在宅での子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象に、ニーズに応じた支援事業の充実を図っていきます。具体的には、妊婦健診や乳児家庭全戸訪問、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、学童保育（放課後児童クラブ）などの事業があります。

本 保育課 ☎ 21-2231

## 保育の必要性の認定

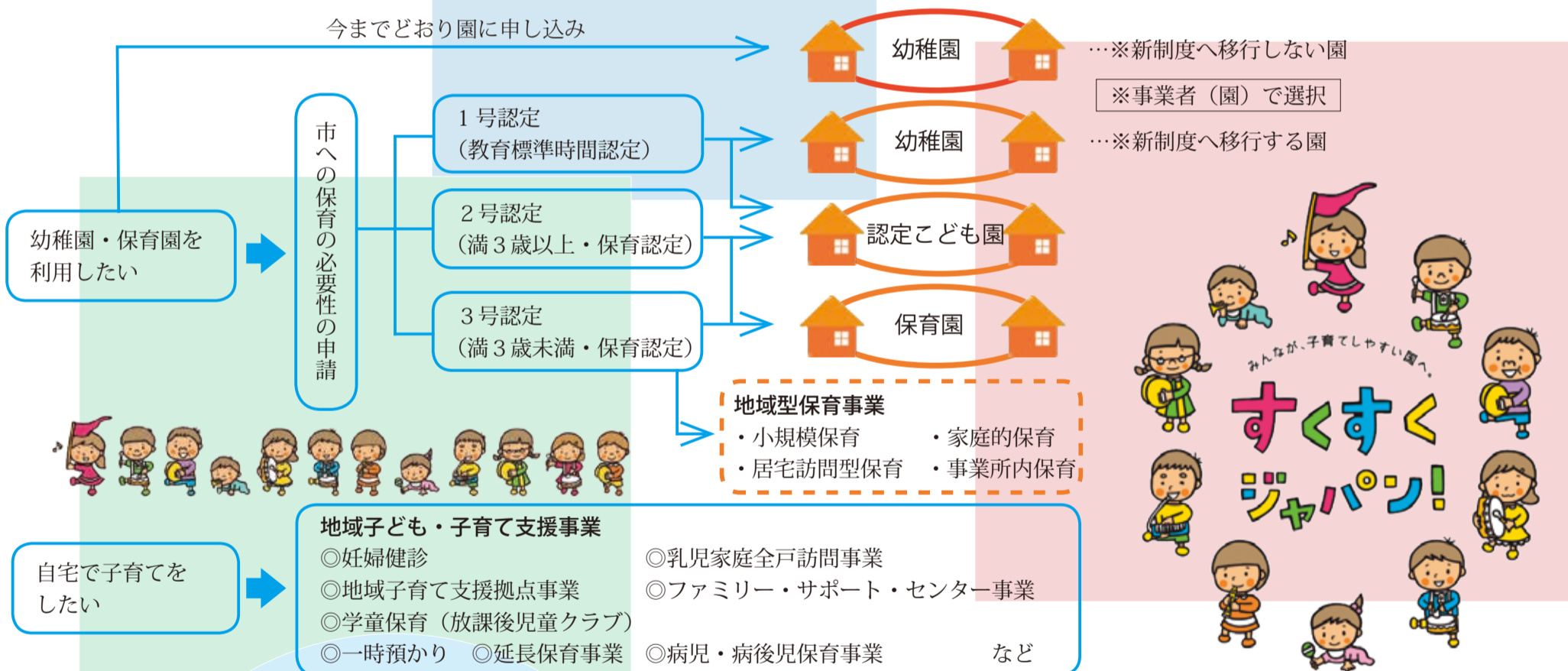
新制度では、幼稚園や保育園などへの入園を希望する保護者からの申請に基づいて、市が保育の必要性を認定します。

認定を受けることで、保育の必要性の有無、

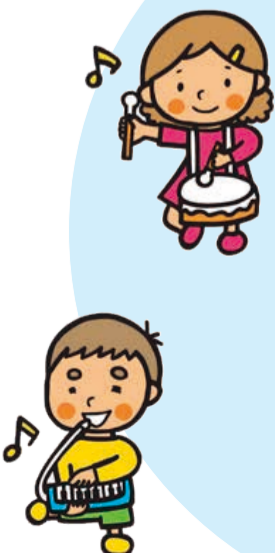
保育の必要量など、子どもの状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されるため、原則として、保護者が、その認定証を持って、ニーズに応じた施設等の利用を申し込むことになります。認可保育園は、今までどおり市に申し込

みをします。

※新制度は平成 27 年度から本格的に運用が開始されます。新制度での施設への入園の手続きは平成 26 年度から始まります。



◆地域子ども・子育て支援事業は、自宅での子育てをしている人以外でも利用できる事業です。



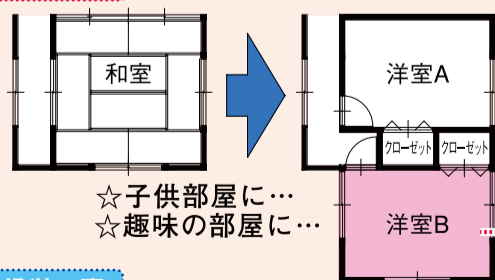
**地域の実情に合った  
子育て支援のために**

栃木市では、子育ての当事者（保護者の代表や保育園・幼稚園などの事業者の代表）や地域の代表者、学識経験者等を構成員とした「栃木市子ども・子育て会議」を設置しました。また、子育て支援に関するニーズ調査を行い、これらを基に、地域の実情に合った子育て支援を実現するため、「子ども・子育て支援事業計画」を作ります。

※新制度については、現在も国の子ども・子育て会議において審議が進められています。詳しくは、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/>) をご覧ください。

## 増改築・外壁塗装・オール電化・水廻り エクステリア・ガーデン・その他リフォーム

### 増改築工事 増改築プランお任せ下さい！



☆子供部屋に…  
☆趣味の部屋に…



**カラース** ☎ 0120-119-895

栃木市野中町 1382-2 栃木市総合運動公園前 営業時間 9:00~19:00 水曜定休日